

児童発達支援 事業所における自己評価結果（公表）

公表： 2021年 2月 6日

事業所名 こどもサポート教室「きらり」小倉南校

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		法令を遵守したスペースを確保しています。	
	②	職員の配置数は適切である	○		法令基準+1.5名の指導員を配置しています。	
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		階段の手すり等はありませんが、テナントの構造上車椅子用のトイレがなく入り口からすぐに階段へとつながる為ストレッチャーや車椅子対応が困難です。	
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		毎日、利用児の受け入れ前の清掃を行っています。 パーティションで部屋の中を区切る等活動に合わせて空間設定を行っています。 掲示物は児童の目線に合うように低い位置に貼りつける等配慮を行っています。	
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	○		半期に1度、職員の個別面談を行い、目標設定と振り返りを行っています。	
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		ガイドラインに従い保護者の方向けの事業所評価アンケートを年に1度実施しています。	
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		株式会社クラ・ゼミ、こどもサポート教室のHPにおいて年に1度自己評価表を公表しています。	
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○		現在、第三者委員会は設置しておりません。今後、検討していきます。
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		(財)発達支援研究所の内部リンクにてサポート教室「きらり」独自の研修システムを構築しています。動画・面談で初任者研修を実施すると共に、行政から案内のある虐待防止や感	

				染症対策の研修に参加しています。	
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		相談時の受付シート、体験利用時の利用者状況からアセスメントをとり、個別支援計画に反映させています。
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		初回の受付時にアセスメントシートを作成し、モニタリングの際に更新を行っています。
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		児童発達支援ガイドラインに則り、支援を提供しています。
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		個別支援計画に沿う1人1人に合わせた支援を提供しています。
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		児発管と指導員でケース会議を実施し、1人1人にあった支援プログラムについて協議を行っています。
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		1人1人の特性に合わせて、支援プログラムを設定し、画一的な支援にならないように配慮しています。
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している	○		個別活動と集団活動を組み合わせて、1人1人に合った課題を提供しています。
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		朝礼時に支援内容の確認を行っています。
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		終礼時に支援内容の振り返りを行っています。
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		支援終了後は、個別支援計画に基づいた視点で指導記録を作成し、モニタリングやケース会議の際に活用しています。
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		3～6か月に1度モニタリング会議を開催し、必要に応じて支援内容を変更しています。

関係機関 や保護者 との連携	⑳	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		児発管または担当指導員等、そのお子さまの状況を適切に把握出来ている者が参画する体制を構築しています。	
	㉑	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		定期的に関係機関との情報共有やケース会議を行い、支援プログラムに反映させています。	
	㉒	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○			現在、該当するお子様がいませんが、重症心身障害児以外で医療的ケアが必要な場面は主治医等と協議を行い受け入れ可能かどうかを判断致します。
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている		○		同上
	㉔	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		お迎えの際の引継ぎや連絡帳等を用いて情報交換を行い、必要に応じて担当者会議を開催しています。	
	㉕	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○			現在実施予定のお子様はいませんが、情報提供の体制は整えています。
	㉖	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○		(財)発達支援研究所との連携を取っています。行政等で行われる虐待防止研修などでの参加を積極的に行っています。	
	㉗	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	○		近くの公園に行った際に地域の子どもと交流することがあります。	保育園・幼稚園を利用している利用者の為、活動の設定は行っておりません。
	㉘	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○			北九州市自立協議会にはこども部会はありませんが、相談新事業所の集まりが毎月第3木曜に開催されるため、定期的に参加していきます。
	㉙	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		送迎時や保護者のお迎えの際の口頭、連絡ノート、公式LINEでの連絡等の機会を利用して連絡を取り合っています。	
	㉚	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている		○	送迎の際や電話連絡・LINE連絡の際に家庭での対応方法のアドバイスをしています。ペ	

				アトシの知識について専門的なスタッフが不在の為、現在研修等で職員で勉強を行っています。	
保護者への説明責任等	③②	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		事業所入口に運営規定を掲示しており、契約時に重要事項や利用者負担金についての説明を行っています。
	③③	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		契約時・モニタリング時に書面と口頭で保護者へ児童発達支援計画の説明を行い、同意を得た上でサービスを提供しています。
	③④	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		モニタリング説明時や個別支援計画の変更時に相談に応じる時間を設けています。その時以外でも要望があれば子育ての悩みに関する相談を受ける体制を整えています。
	③⑤	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○		年に1度、保護者会を設定して保護者同士や職員との交流の機会を支援しています。 (2020年は新型コロナウイルス感染拡大に伴い未実施)
	③⑥	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○		管理者が苦情受付責任者となり、事故やトラブルの際には早急な対応を行っています。苦情が発生した場合は市役所への報告、その後の改善を速やかに行います。
	③⑦	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○		イベント時にはチラシ作成を行い、各家庭への配布やLINEでのお知らせを行っています。活用概要については月間予定表を用いる事で利用児や保護者へ伝達しています。
	③⑧	個人情報の取扱いに十分注意している	○		業務用PCはパスワードを設定し、個人情報ファイルは鍵のかかるキャビネットに保管しています。
	③⑨	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○		保護者の仕事等の都合により連絡が取りにくい場合は、連絡ノートやLINEを活用してい

				つても保護者が発信出来るように合理的配慮を行っています。		
	④①	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		○		地域交流のイベントなどは実施出来ていない為、今後は交流機会を図っていきます。
非常時等の対応	④①	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○		職員への周知は徹底しています。保護者へは契約時に説明を行っていますが、定期的に書面や口頭で周知を行っていきます。	
	④②	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		毎月、防災訓練を実施しています。	
	④③	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		初回アセスメント・契約時に必ず服薬・てんかん発作の有無を確認しています。てんかん発作時の対応については、医師の指示書を掲示し、全職員で共有を行っています。	
	④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○		初回アセスメント・契約時に必ずアレルギーの有無を確認しています。アレルギーがある場合には必ず全職員で共有を行い、おやつを提供時などに配慮して提供致します。	
	④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		ヒヤリハット発生時には即座に報告書を作成し、全職員で周知を行っています。	
	④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		職員の初任者研修時や行政主催の虐待防止研修に参加し、職員にもフィードバックを行っています。	
	④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		やむを得ず身体拘束を行う可能性を考慮し、個別支援計画への明記・身体拘束の同意書の説明をお子さま・保護者へ説明を徹底しています。また、身体拘束を行う際には①切迫性②非代替性③一時性を確保し、慎重に対応を行います。	

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。

児童発達支援 保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）

公表：2021年 2月 6日

事業所名：こどもサポート教室「きらり」小倉南 校

保護者等数（児童数）：4（4）回収数：1割合：25%

		チェック項目	はい	どちらともいえない	いいえ	わからない	ご意見	ご意見を踏まえた対応
環境・体制整備	①	子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか	1					
	②	職員の配置数や専門性は適切であるか	1					
	③	生活空間は、本人にわかりやすい構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか		1				
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境となっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	1					
適切な支援の提供	⑤	子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画が作成されているか	1					
	⑥	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	1					
	⑦	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	1					
	⑧	活動プログラムが固定化しないよう工夫されているか	1					
	⑨	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか	1					
保護者への説明等	⑩	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか	1					
	⑪	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされたか	1					
	⑫	保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）が行われているか		1				

	⑬	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができているか	1					
	⑭	定期的に、保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか	1					
	⑮	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか		1				
	⑯	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、子どもや保護者に周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されているか	1					
	⑰	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか	1					
	⑱	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信されているか	1					
	⑲	個人情報の取扱いに十分注意されているか	1					
非常時等の対応	⑳	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、保護者に周知・説明されているか。また、発生を想定した訓練が実施されているか	1					
	㉑	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか	1					
満足度	㉒	子どもは通所を楽しみにしているか	1					
	㉓	事業所の支援に満足しているか	1					

○この「保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）」は、保護者等の皆様に「保護者等向け児童発達支援評価表」により事業所の評価を行っていただき、その結果を集計したものです。